

横浜市記者発表資料

令和7年6月27日
総務局人事課

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和3年3月14日（日）、公務外で自動車を運転中、横浜市金沢区内の交差点で黄色信号により直進、進入し、交差点進入直後に赤色信号及び右方道路から交差点に進入してきた相手方自動車を認識し急制動したものの間に合わせて衝突し、相手方運転手に傷害（加療約188日間）を負わせました。

なお、当該職員は本件により、罰金70万円の略式命令を受けています。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
戸塚区	事務職員	30代	減給10分の1 1箇月

※本処分については、令和7年7月15日付横浜市報に登載予定です。

（参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

お問合せ先

総務局人事課

Tel 045-671-4005